

予備費充用について

1 目的

令和4年台風第15号に伴う災害による被災者に対して、県より救助に関する事務の一部の委任を受け、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、必要な支援を実施するため、予備費を活用し、迅速に対応するもの。

2 予備費充用額・充用先

46,580千円（令和4年度合計 46,580千円）

款 土木費 項 住宅費 目 住宅費 事業 住宅施策運営経費
節 委託料 13,830千円、工事請負費 32,750千円

3 事業内容

(1) 住宅の応急修理（災害救助法対象） 32,750千円

被災者からの申込みを受け、市が申込書類を確認したうえで事業者と契約し、事業完了後に市から事業者に対して費用を支払う。

区分	大規模半壊・中規模半壊・半壊	準半壊
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者
限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり 655,000円以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり 318,000円以内
救助期間	災害発生の日から 12か月以内に完了	
事業費	655千円（大規模半壊・中規模半壊・半壊の限度額）×50件＝32,750千円	

(2) 障害物の除去（災害救助法対象） 13,830千円

被災者からの申込みを受け、市が申込書類を確認したうえで事業者と契約し、事業完了後に市から事業者に対して費用を支払う。

対象者 半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自助・共助では当該障害物を除去できない者

限度額 1世帯当たり 138,300円以内

救助期間 災害発生の日から 10日以内（下線は特別基準の設定が可能）

事業費 138,300円（限度額）×100件＝13,830千円

4 スケジュール

障害物の除去については9月30日から、住宅の応急修理については10月3日から住宅課及び北部住宅管理事務所において申請受付を開始。